

東かがわ市ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東かがわ市広告事業実施要綱(平成18年東かがわ市告示第110号。以下「要綱」という。)の規定及び東かがわ市広告事業実施基準(平成18年東かがわ市訓令第20号。以下「実施基準」という。)に基づき、市がインターネット上に掲載する東かがわ市ホームページ「東かがわ」(以下「ホームページ」という。)を媒体に実施する広告事業の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 ホームページに掲載する広告及び広告主は、要綱及び実施基準に適合するものでなければならない。

(掲載する広告の基本姿勢)

第3条 ホームページに掲載する広告は、ホームページの主たる目的及び公共性並びに品位を損なうおそれのないものでなければならない。

(広告掲載の場所及び規格等)

第4条 広告は、トップページに掲載するものとする。

2 広告掲載の規格等は、別に東かがわ市ホームページ広告掲載基準(平成18年東かがわ市訓令第24号。以下「掲載基準」という。)及び仕様書等で定める。

(広告取扱事業者の募集)

第5条 広告取扱事業者の募集は、ホームページの利用状況等を勘案して、その時期、仕様書等を決定し行う。

(広告取扱事業者の決定)

第6条 市長は、前条に対し申込みがあったときは、第2条及び第3条の規定に基づき、申込者及び申込みの内容について審査し、広告取扱事業者を決定する。この場合において、申込者が複数の場合の決定に当たっては、市の利益が最大となるよう決定する。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、速やかにその結果を決定広告取扱事業者(以下「契約業者」という。)に通知し、契約業者と東かがわ市ホームページ広告事業に関する契約書を締結する。

3 前項で契約する契約事業期間は、2年以内とする。

(広告掲載の申込み等)

第7条 ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、当該広告の見

本を添えて契約業者に申込みを行う。

- 2 前項の申込みを受けた契約業者は、要綱、実施基準、この要領及び掲載基準に反していないことを確認の上、要綱で定める東かがわ市有料広告事業申込書に掲載しようとする広告の原稿、これに関係する資料等を添え市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(広告掲載の承認)

第 8 条 市長は、前条の規定により広告の掲載の申込みを受けたときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、速やかに東かがわ市ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式）によりその旨を契約業者に通知するものとする。

(広告料金)

第 9 条 契約業者は、市長が指定した期日までに掲載を承認された広告の掲載料金（以下「広告料金」という。）を納付しなければならない。

(広告表示の方法)

第 10 条 市長は、承認をした広告を、原則として広告表示開始日の午後 1 時から午後 5 時までの間に表示を開始するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により表示した広告を、原則として広告表示終了日の午後 1 時から午後 5 時までの間に取り除くものとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第 11 条 市長は、広告の内容等が要綱、実施基準、この要領及び掲載基準に反し修正を必要とすると判断したときは、いつでも、契約業者に対して広告の内容等の修正等を指示することができる。

- 2 契約業者は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(掲載内容等の変更)

第 12 条 広告主は、広告の掲載内容の追加・変更及びリンク先の変更を行う場合は、掲載の申し込みと同様に第 7 条及び第 8 条の規定に基づいた手続きを行わなければならない。

- 2 前項の掲載内容の追加・変更は、原則として月単位で変更できるものとする。

(掲載取り下げ)

第 13 条 広告主及び契約業者は、自己の都合で広告掲載を取り下げたい場合は、契約業者が理由を記し書面で申し出るものとする。

- 2 掲載の取り下げが緊急を要する場合は、書面の申出は事後でよいものとする。
- 3 前 2 項の場合において、市に損害が生じたときは、市は、契約業者に対しその賠償を求めるこ

とができる。

(広告掲載表示の取消し)

第14条 市長は、要綱第13条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の表示を取り消すことができる。

(免責事項)

第15条 市長は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合において、広告主に対し広告掲載期間の延長、広告料金の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 市長は、広告主が広告掲載に用いるサーバー、ソフトウェア等の障害、誤作動、業務停止等により損害を受けた場合においても、その責任を負わないものとする。

(権利譲渡に対する承認の取消し)

第16条 市長は、第8条の規定により承認した広告の掲載について、契約業者がその権利を他に譲渡した場合は、承認を取り消すものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告料金の還付)

第17条 市長は、ホームページの掲載に支障があると認めるときは、広告の掲載をしないことができる。この場合において、既納の広告料金があるときは、これを還付するものとする。

2 前項の還付を行うときは、広告を掲載しなかった期間の日数に応じて、日割計算により計算し広告料金を契約業者に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が、1日未満の場合は、返還しないものとする。

(掲載原稿の提出等)

第18条 契約業者は、掲載承認を受けた広告のホームページ電子原稿を広告表示開始日の10日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項のホームページ電子原稿の作成費用は、広告主又は契約業者の負担とする。

3 掲載広告の校正は、契約業者が行うものとする。

(契約業者の責務)

第19条 契約業者は、掲載広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告表示に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 契約業者は、広告の表示により第三者に損害を与えた場合は、契約業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年1月4日訓令第2号)

この訓令は、平成22年1月4日から施行する。

附 則(令和4年5月2日訓令第8号)

この訓令は、令和4年5月2日から施行する。

附 則(令和4年8月1日訓令第11号)

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

第 号
年 月 日

東かがわ市ホームページ広告掲載決定通知書

（申込者）
氏名（名称）

代表者名 _____ 様

東かがわ市長 _____ 印

年 月 日付けで申し込みのあった広告の掲載について、東かがわ市ホームページ広告取扱要領第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知いたします。

記

決 定 区 分	掲載を承認する
	掲載を承認しない (理由)

広 告 掲 載 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
広 告 掲 載 場 所	トップページ
広 告 掲 載 規 格	枠数 _____ 枠 掲載位置 別紙レイアウトのとおり
広 告 内 容	別紙添付資料のとおり
リンク先ホームページ アドレス（URL）	(_____)